

2020年6月2日

国際文化研究科

コロナウイルス感染症対策本部長

国際文化研究科 研究活動再開にあたって

教員、研究員、学生の構内での研究活動再開にあたっては、以下の事項を遵守ください。

※下記の措置は国際文化研究科コロナウイルス感染症対策本部から解除の指示があるまで継続する。

A. 全ての場合

- (1) 毎日、健康観察（検温を含む）を行い、発熱、嗅覚・臭覚の異常、倦怠感、その他の風邪に似た症状がある場合は自宅にとどまる。決して大学に来ない。
（必要な措置を講じ、特設メールアドレス intcul-covid-19@grp.tohoku.ac.jp に連絡する。）
- (2) 他人と接触する場合は、マスクを着用する。
- (3) こまめな手洗い、手指の消毒を徹底する。
- (4) 居室の換気を行う。空気の通り道を2ヶ所確保するようにする。
- (5) 会議や打ち合わせはウェブ会議や電話を使用する。
- (6) 食事・飲み物は弁当やマイボトルを持参し、構内では調理しない（複数名が触る箇所をできるだけ作らないため）。複数名が同じ場所で同じ時間に食事することは避ける（どうしても難しい場合は十分な距離をとり、対面せず、会話も控える）。
- (7) 通勤、通学に公共交通機関の使用はできるだけ避ける。やむをえず利用する場合は、混雑時を避ける。マスクを着用し、他人との距離を十分とる。
- (8) 可能なかぎりエレベーターを使わない。（密閉空間、スイッチ共用回避）

B. 研究室を複数名で共有する場合

- (1) 複数名が同じ時間帯に同じ部屋に在室することを避ける。指導教員もしくは講座代表が学生の入退室時間を管理する。時差通学、時差入室などの措置を講じる。
- (2) どうしても複数名が同じ時間帯に在室する場合は、最低2mの距離を確保し、マスク着用、常時の換気を徹底する。
- (3) 機器等の共有はできるだけ避ける。複数名で触れるものは消毒を徹底する。消毒液を染み込ませたペーパータオルを使う。
- (4) 各自退室時は研究室内の触れた場所の消毒を実施する。消毒液を染み込ませたペーパータオルを使う。

C. 教員が個人の研究のため自分の研究室を使用する場合

- (1) 上記A(1)～(8)の対策を徹底する。

- (2) 「学内施設への入構申請」(Google フォーム)により事前に研究科対策本部に入構の申請を行う。
- (3) 入構する日毎に入退室記録をつけておく。(いつ何時から何時まで在室していたか、がわかるように。)
- (4) 毎月入構初日までに「新型コロナウイルス対策チェックリスト」(Google フォーム)に回答し、研究科対策本部に提出する。

D. 教員の研究に関わる学生・研究員を入構させる場合

- (1) 代表教員は全ての関係者に上記 A(1)～(8)及び B(1)～(4)の対策を周知徹底させる。
- (2) 関係者は全員「学内施設への入構申請」(Google フォーム)により事前に研究科対策本部に入構の申請を行う。
- (3) 関係者の緊急連絡網(メールアドレス、電話番号)を作成し共有する。
- (4) 入構する日毎に関係者の入退室記録をつけておく。(様式はそれぞれの研究室で用意。誰がいつ何時から何時までどこにいたか、がわかるように。)
- (5) 代表教員は毎月入構初日までに「新型コロナウイルス対策チェックリスト」(Google フォーム)に回答し、研究科対策本部に提出する。

E. 学生(及び研究員)が院生室で研究活動する場合

- (1) 講座・コース代表教員は全ての関係者に上記 A(1)～(8)及び B(1)～(4)の対策を周知徹底させる。
- (2) 入構する学生・研究員は全員、入構日毎に「学内施設への入構申請」(Google フォーム)により事前に研究科対策本部に入構の申請を行う。
- (3) 関係者の緊急連絡網(メールアドレス、電話番号)を作成し共有する。
- (4) 入構する日毎に関係者の入退室記録をつけておく。(様式はそれぞれの講座・コースで用意。誰がいつ何時から何時までどこにいたか、がわかるように。)
- (5) 講座・コース代表教員は毎月入構初日までに「新型コロナウイルス対策チェックリスト」(Google フォーム)に回答し、研究科対策本部に提出する。